

<<<新旧対照表>>>

○大田区障がい者施策推進会議設置要綱（一部抜粋）

新	旧
<p>大田区障がい者施策推進会議設置要綱 平成28年1月21日27福障発第14440号 改正 平成29年3月22日29福障発第10052号 平成29年4月7日29福障発第10052号 平成31年3月4日30福障発第14957号 <u>令和3年11月26日3福障発第13178号</u> (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末まで（以下「任期期間」という。）とする。ただし、<u>任期期間途中から委嘱を受けた委員の任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。</u></p> <p>2 委員が任期中に辞任したときは、<u>後任</u>の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。</p> <p>3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。</p> <p><u>4 再任は原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。</u></p> <p>付 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年3月22日28福障発第15451号福祉部長決定） この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（平成31年3月4日30福障発第14957号福祉部長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則（令和3年11月26日3福障発第13178号福祉部長決定）</u> <u>この要綱は、決定の日から施行する。</u></p>	<p>大田区障がい者施策推進会議設置要綱 平成28年1月21日27福障発第14440号 改正 平成29年3月22日28福障発第15451号 平成29年4月7日29福障発第10052号 平成31年3月4日30福障発第14957号 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末まで（以下「任期期間」という。）とする。ただし、自己の任期期間の満了前に任期期間が満了する委員がいる場合は、任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。</p> <p>2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。</p> <p>3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。</p> <p>付 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年3月22日28福障発第15451号福祉部長決定） この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則（平成29年4月7日29福障発第10052号福祉部長決定） この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則（平成31年3月4日30福障発第14957号福祉部長決定） この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>